

## 日本放送協会の放送受信料の法的性質

磯本典章 Fumiaki ISOMOTO

キーワード 日本放送協会 放送受信契約 放送受信料 負担金説 対価説

### 1、目的

本研究の目的は、日本放送協会（NHK）の放送受信料の法的性質について検討することにある。日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、日本放送協会とその放送の受信についての契約をし、放送受信料を支払う義務がある。

しかし、その放送受信料の法的性質に関しては、負担金説と対価説との対立がある。

### 2、方法

本研究の分析方法は、日本放送協会の地上波放送受信料とBS放送受信料とを分けて考察する点にある。すなわち、地上波放送とBS放送における番組編成、受信料支払いの目的、スクランブルの可否等から検討を加える。

### 3、結果

調査分析の結果、地上波放送の番組は、受信者の利益のために編成されているといえる。すなわち公共の利益のために、編成されている。地上波放送の受信料は、日本放送協会が公共放送業務を行うための費用の一種の国民的負担であって、日本放送協会の維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべきである。したがって、地上波放送の受信料を支払わないものに対しては、民事訴訟法に基づき、支払いの請求ができる。しかし、地上波放送は、情報インフラであり、スクランブルをかけることはできない。

NHK BS放送は、その編成から見て、必ずしも全てが社会全体の利益のための番組編成内容とは言えないと思われる。つまり、BS放送番組は必ずしも生活に不可欠の情報インフラではない。NHK BS放送の受信料の法的性質は対価性が強い。したがって、したがって、受信料を支払わないものに対しては、スクランブルをかけても構わない放送と考えられる。

### 4、結論

以上により、日本放送協会地上波放送の受信料の法的性質は負担金と解される。それに対して、BS放送の受信料の法的性質は対価と解される。

#### 【主要参考文献】

塩野宏「受信料をめぐる法的問題点」『放送法制の課題（行政法研究第6巻）』260頁（有斐閣、1989）。

塩野宏「放送における受信者の法的地位」『放送法性の課題（行政法研究第6巻）』219頁（有斐閣、1989）。